

保育所等のご利用

について

～保育所等をご利用される保護者の皆様へのお願い～

◆保育所等は…

お仕事などで、**ご家庭での保育が難しい**お子さんを**保護者に代わって保育**する場所です。

◆ご家庭で一緒に過ごせるときは…

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

ご家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭での基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につき、お子さんの情緒は安定し、学びの源となる興味や関心が深まります。



保護者の皆様に具体的にお願いしたいこと

保育所等は、原則、認定された保育要件以外の理由で利用することはできません。また、認定された保育必要量(8時間 or 11時間)は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です(例えば、就労の場合の利用時間の原則は、**就労時間+通勤時間**)。

次のように保育所等をご利用いただくよう、ご協力ください。

○お仕事帰りのお買い物の場合

・お子さんのお迎え後に行きましょう。

○きょうだいの習い事の送迎や行事の場合

・習い事の送迎や行事の参加を理由に保育所等を利用することはできません。

(やむを得ず利用しなければならない場合は、利用の保育所等に事前に相談しましょう。)

○お仕事がお休みの場合

・ご家庭での保育となります。

(保護者の方の通院等でやむを得ない事情がある場合は、利用の保育所等に事前に相談しましょう。)

○育児休業中の場合

・育児休業中に上のお子さんを保育所等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。

保護者の皆様に知っていただきたいこと

1 保育士はどのような仕事をしているの？

保育士といえば、子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが…

実は、保育士は子どもの健全な心身の発達を図るためにさまざまな仕事を担っています。

たとえば…

●子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、保育実践後は振り返りをし、お子さんの成長に合わせた保育が提供できるよう日々工夫をしています。

●子どもたちが活発に遊び、安全な環境の中で安心して過ごせるようにしています。
・玩具や保育教材などの管理や補修 ・室内、トイレなどの清掃や消毒作業 ・園庭清掃、園庭遊具の点検 ・花壇や畑の整備など、様々な仕事があります。

2 保育士は不足しているの？

配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが…

●保育時間が11時間と長く、延長保育にも対応するため、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士の確保が非常に困難な状況となっています。

●皆様から少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

3 保育料を払っているのに、いつでも保育所等を利用してもいいのでは？

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが…

●保育所等の運営に要する費用の約9割は、公費で賄っています。

●保育所等の利用は、原則、認定された保育要件の理由でのご利用になります。
「保育料を払っている」＝「いつでも保育所等を利用できる」ということではありません。

※市では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、多子世帯等の保育料軽減に取り組んでいます。

様々な方の協力があって保育が成り立っています。保護者の皆様に保育所等を正しくご利用いただくことは、保育所等で過ごすお子さんのより安全で安心な保育に繋がります。

各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、あらためて、ご理解をお願いいたします。

長野市 こども未来部 保育・幼稚園課

☎ 026-224-8031 Fax 026-264-5355

ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/>